

## 二 三重県における男女共同参画の現状

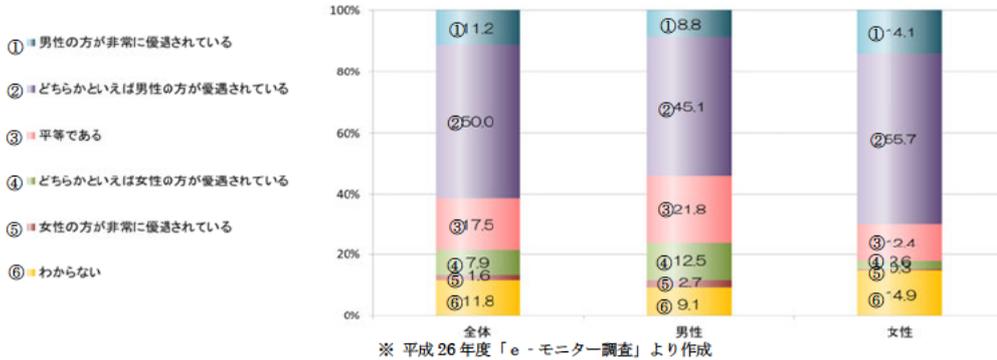
### 1 男女共同参画に関する意識と現実

では、平成 12 年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定して 15 年が経過し、さまざまな分野で男女共同参画に関する施策を実施しており、県が行った「男女共同参画に関する県民意識調査」や e モニター調査の結果から、意識の面で男女共同参画が徐々に進んでいることがわかります。

後は、意識の変化さらなる社会的気運の醸成や社会制度・慣行の見直し、行動変容にまでつなぐため、家庭や地域、職場における男女共同参画社会の実現に向けた取組をすすめていく必要があります。

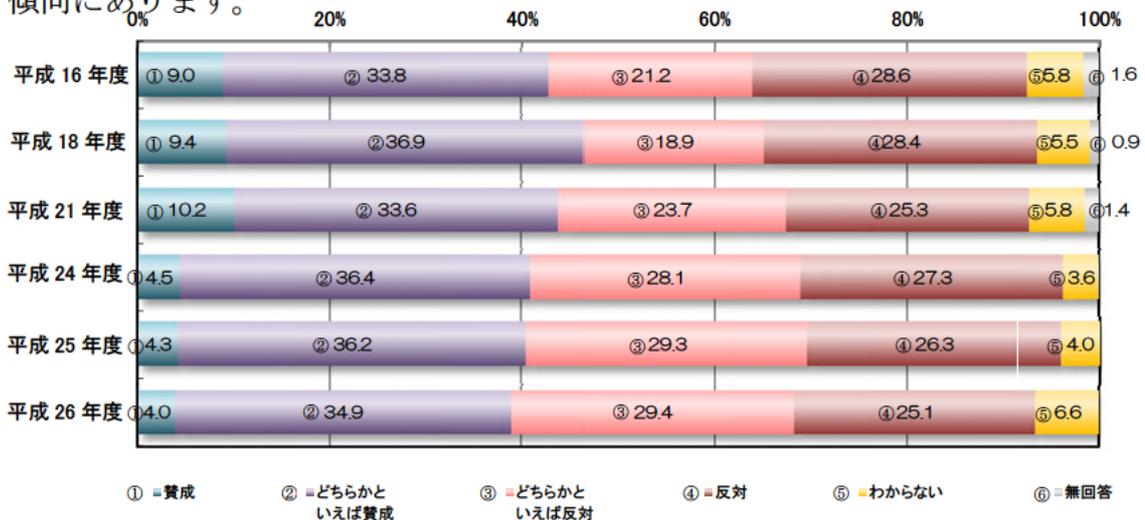
#### ① 社会全体における男女の地位の平等感について

平成 26 年度に県が実施した e モニター調査において、「社会全体で男女の地位が平等になっていますか」という設問に対し、「平等である」と回答した割合は 17.5%で、平成 25 年度の 11.5%からは 6.0 ポイント上昇しました。平等感は徐々に浸透しています。



#### ② 「男は仕事、女は家庭」という性別で役割分担する考え方について

平成 26 年度に県が実施した e モニター調査において、「男は仕事、女は家庭という考え方で、どう思いますか」という設問に対し、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合は合わせて 38.9%で、平成 25 年度の 40.5%から 1.6 ポイント低減しました。固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合は低傾向にあります。



※ 平成 24 年度～26 年度は「e モニター調査」、それ以外は「男女共同参画に関する県民意識調査」より作成

### ③ 女性の職業への関わり方について

女性の職業への関わり方について、内閣府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」において、将来的に女性が職業をもつことについて、どうお考えですかという設問に対して、「結婚して子どもが生まれた後も、職業を持ち続ける」とする割合が最も高く、平成24年の調査では47.5%になっています。

一方、県が実施した「e-モニター調査」においては、「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」とする割合が最も高く、平成24年度の調査では55.6%に、平成26年度の調査では53.4%になっています。

平成24年度に経済産業省が示した「女性活躍の場の拡大による経済活性化のため提言」によると、府県別の女性の年齢階級別労働力率を示した「M字カーブ」のM字左頂点と谷底の差は、三重県が8.8ポイントで、全国で14番目にM字が深くなっています。

三重県では、出産等を契機に女性が仕事から離れる、または、離れざるを得ない状況が全国に比べて強い傾向にあることがわかります。



※ 「内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査」より作成



※ 平成24年度～26年度は「e-モニター調査」、それ以外は「男女共同参画に関する県民意識調査」より作成

- ① = 結婚して子どもが生まれた後も、職業を持ち続ける
- ② = 結婚するまでは職業を持つが、その後は持たない
- ③ = 結婚して子どもができるまでは職業を持つが、その後は持たない
- ④ = 結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ
- ⑤ = 職業は一生持たない
- ⑥ = その他
- ⑦ = 分からない
- ⑧ = 不詳・無回答

少子高齢化の進展や人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化は、女性を取り巻くさまざまな環境に大きく影響しています。

持続可能な社会を維持するため、これまで以上に女性の活躍に対する期待が高まっています。そのため、女性が仕事と家庭生活を両立できる環境を整備するとともに、男性を含めた働き方改革やワーク・ライフ・バランスを見直す必要性が増しています。

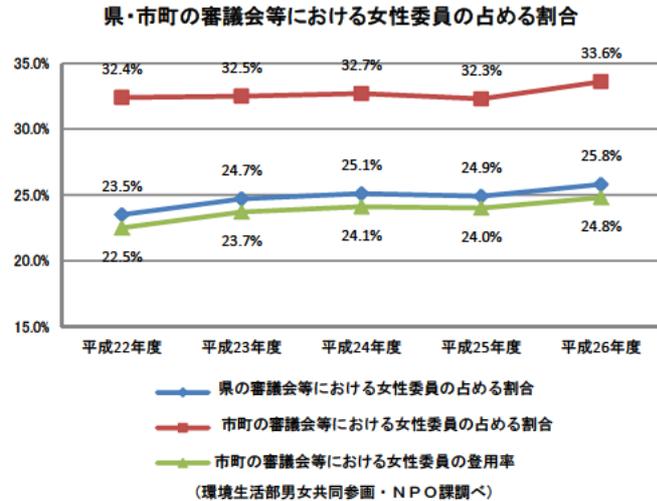
## 2 第2次基本計画の基本施策の現状と課題

### I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県内では、平成26年度中に全ての市町において男女共同参画に関する計画が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあります。

しかしながら、審議会等への女性委員の占める割合は、全体的に上昇傾向にあるものの、依然として低い水準で推移しています。

男女が対等な構成員として、ともに暮らしやすい社会を実現するためには、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進が不可欠であり、今後とも、女性の参画に向けた働きかけを継続していく必要があります。



### II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

平成26年度に県が実施したeモニター調査において、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は61.2%で、「女性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した人の割合9.5%に比べて大きな差があります。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」や市町と十分に連携しながら、若年層や働く世代の男性を対象に含めて、一層効果的な啓発活動を実施していく必要があります。

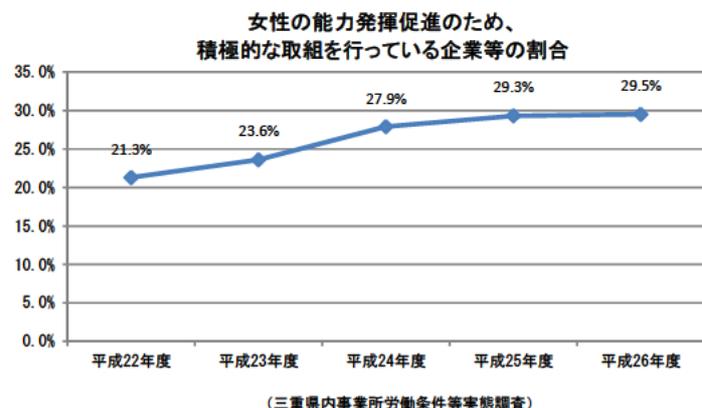
### III 働く場における男女共同参画の推進

#### III—I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

平成26年度に実施した「三重県内事業所労働条件等実態調査」によると、女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合は年々増加しているものの、平成26年度においても、29.5%にとどまるなど、十分とは言えない状況です。

男性中心型労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進するため、社会制度、慣行を見直す必要があります。

また、職場における女性の活躍を促進するため、女性の能力発揮の支援やマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止等に取り組む必要があります。



す。

#### 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

新たに農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者数や、家族経営協定締結農家数の増加によって、女性の参画は徐々に進んでいます。県内市町の農業委員会における女性の農業委員数も、平成 26 年度は 2.28 人に増加しましたが、市町によっては、女性の農業委員がいない農業委員会もあります。

漁業をはじめ、業務の特性によっては、男女共同参画が十分進んでいない面があるため、6 次産業化等の新しい取組の中で、女性の視点を積極的に活用するなど、農林水産業、商工業等において、今後も女性が活躍できる場の確保等に向けて取り組む必要があります。

#### 家庭・地域における男女共同参画の推進

平成 26 年度に県が実施した e モニター調査において、「男女共同参画を推進していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という設問に対して、「男性の意識改革」と回答した人の割合は 44.8% で最も高く、「長時間労働の是正」が 28.7%、「男性の家事・育児への参画」が 28.4% と続いています。

また、「働く場で女性の活躍が進むためには、家庭や社会等からどのような支援が必要と考えますか」という設問に対して、「保育の施設・サービスの充実」と回答した人の割合は 70.5% で最も高く、「男性の積極的な家事・育児・介護への参画」が 60.7% で次に高くなっています。

男性中心型労働慣行による長時間労働は、男性が家庭生活や地域活動に関わることを難しくして、女性への家事や育児、介護への負担を高めている面があります。男性の意識や働き方の改革を進めることで、家庭や地域の一員として、男女が共に責任を果たすことができるような取組を進める必要があります。

#### 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

##### 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

平成 26 年度の県内のがん検診受診率は、乳がん 33.4%、子宮頸がん 51.6% で、目導達成に向けて進んでいるものの、項目によっては十分ではありません。

また、ひとり親世帯や単身世帯、障がい者、外国人住民、性同一性障がい等を有する人々は、地域社会における孤立や生活上の困難等を抱える場合があります。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、一人ひとりが健康の維持・増進に取り組むとともに、性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、サービスや情報提供、支援等の取組をさらに推進する必要があります。

また、ひとり親世帯や単身世帯、障がい者、外国人住民、性同一性障がい等を有する人々など、実態に応じた生活支援や人権尊重の観点から啓発を進めるとともに、現状や課題を十分に認識し、より適切な対応をしていく必要があります。

##### 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

女性相談所、男女共同参画センター「フレンテみえ」、県警本部等の平成 26 年度の DV 相談件数は 1,952 件であり、県警本部におけるストーカー事案は 360 件となっている一方で、多くの被害者は自ら助けを求めることができないという実態もあります。

地域や日常生活におけるDV、ストーカー等、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、引き続き啓発活動を実施するとともに、警察、市町等の関係機関が連携し、被害者の相談や支援を充実する必要があります。

